

## ◆2017 年度活動報告

### (1) 国内法制整備等に対する取組み

障害者権利条約の国内実施体制に関して大きなポイントとなる障害者基本法の改正については、DPI 基本法改正試案第 3 案を作成した。2016 年度より全国集会や障害者政策討論集会（以下、政策論）で断続的に政策委員会の委員を迎えての意見交換などを実施し、関係国会議員の協力も得て関係機関との意見交換も行ったことで、それらの意見を一定程度踏まえたものとなっている。また、政策委員会においては佐藤事務局長が委員として参加し、基本法改正の意見を提起した。

2018 年 3 月 30 日、政策委員会において 1 年以上の議論を経て権利条約批准後初となる第 4 次障害者基本計画が閣議決定され、策定された。政策委員の佐藤事務局長やその他の委員に働きかけ、障害の社会モデルやインクルーシブ教育、障害女性に関する部分など、多くの意見提起を行い、不十分ではあるものの多くの点について DPI の考え方を取り入れたものとなった。

前年度に継続し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）や障害者雇用促進法の差別禁止規定を向上させるための取組み「そうだ、相談窓口を使ってみよう！」キャンペーンを行った。その他、障害に係る欠格条項廃絶の取組みや精神保健福祉法の改悪阻止の取組みを行った。

また、自治体の差別解消条例（差別禁止条例）づくりにも積極的に関わってきた。滋賀県や大阪府茨木市の条例づくりでは尾上副議長が検討委員会の委員として関与し、東京都の条例検討委員会には加盟団体の CIL 日野の秋山浩子氏が委員として参加した。

### (2) 障害者権利条約の実施に向けた取組み

2017 年 4 月 3～4 日に、JDF 条約推進委員会が主体となり、国連障害者権利委員会によるカナダ政府との建設的対話のプロセスを DPI が事務局を担当し傍聴した。カナダの障害者団体の経験と活動などを学ぶ大変貴重な機会となった。6 月 7 日には DPI が事務局団体として各団体と協力して参議院議員会館で JDF として報告集会を開催した。

また、10 月末から 11 月初めにかけて、国連加盟国でないが自主的に権利条約上の審査を受けることを国内法で定めた台湾（中華民国）において、立命館大学の長瀬修氏が委員長を務めた審査委員会の台湾政府に対する審査に平野議長等が傍聴・参加した。台湾の障害者団体・市民組織との交流を深め、NGO レポートの作成や内容を学ぶことができた。

なお、権利委員会の一般的意見作成にも積極的に意見を出している。2017 年度は一般的意見 5 と 6 についてコメントを権利委員会に提出し、一定の部分は反映された。

2017 年度はパラレルレポート作成の本格的な動きを始めた年となった。JDF では 2017 年 8 月に JDF パラレルレポート準備会（以下、準備会）を発足させ、ひと月に一度準備会を開催し、JDF 加盟団体より障害者権利条約第 1 条から 33 条までの意見出しとその整理を行った。これは DPI が事務局団体となっており、作業チームを作り対応をしている。準備会

以外にも合宿や事務局会議を重ねて取りまとめを行った。2018年に準備会の後継組織であるJDFパラレルレポート特別委員会の設置を予定している。

(公財)キリン福祉財団助成事業として「障害者権利条約の完全実施のためのパラレルレポート作成プロジェクト」(略称:完パラプロジェクト)を行った。弁護士や研究者などの専門委員を交えて研究会を重ね、日本政府に対する権利委員会の総括所見の勧告に臨む内容をまとめた提言案(通称:DPIレコメンデーション)を作成した。

また、2014年度～2016年度にかけて同財団の助成事業として行った「障害者差別解消ガイドラインプロジェクト」の成果物の一つとして現代書館より「障害者が街を歩けば差別に当たる?!～当事者がつくる差別解消ガイドライン」を2017年12月に出版した。2018年3月時点で重版が決定しており好評を得ている。

## ◆2018 年度活動方針

### (1) 国内法整備等に対する取り組み

今年度の主要目標は障害者基本法の改正であり、改正案の国会上程を実現するため最大限努力する。地域生活の権利やインクルーシブ教育の理念をさらに明確化し、障害女性、精神障害者の権利に関する条項の実現並びに、内閣府障害者政策委員会（以下、政策委員会）の強化を図るための改正を実現する。現在、権利条約の国内実施の監視は行政機関の審議体である政策委員会が障害者基本計画の実施状況を監視することを通じて行うとされており、司法府や立法府への監視を行うことができない。司法、立法、行政という三権の全般的な実施体制を確保するための法改正をめざす。

2019 年の障害者差別解消法の改正に向けた取り組みを行う。「そうだ、相談窓口を使ってみよう！」キャンペーンについて 2017 年度の実施における課題を精査し、強化する。これは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）において紛争解決の仕組みが十分に機能しているのかを図るための相談窓口への申し立て運動であり、差別の定義や紛争解決の仕組みの検証などを行い、課題を整理する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）改正に向けた取り組みを本格的に進める。病院や学校・保育園、行政機関における虐待の通報義務化は大きな課題であり、通報義務化されている福祉施設などでの虐待も後を絶たない。防止や監視の仕組みが地域の行政機関に任せきりとなり、第三者機関などが介入できるしくみを持たないという限界があり、オンブズパーソン制度等、第三者（機関も含む）が介入できるしくみを提案していく。ピープルファーストなど虐待問題に取り組んできた他団体と協力・連携のもと、運動を展開し、加盟団体への呼びかけも進める。障害者基本法改正の目的を整理した資料を作成し、5 ヶ所の地域で地域の団体と連携してタウンミーティングを行う。

また、2017 年度に継続して、加盟団体やその他地元の障害者団体と協力しながら自治体における差別禁止条例づくりをさらに推進する。

### (2) 障害者権利条約の実施に向けた取り組み

権利委員会による日本政府の最初の国家報告書に対する建設的対話（審査）が 2020 年春の会期（第 23 会期）で行われる予定である。それに先立って権利委員会の日本政府に対する事前質問事項が 2019 年の中旬に作成される。2018 年度はこの事前質問事項に向けたレポート作成に焦点を絞って活動を展開する。

2018 年 4 月から JDF パラレルレポート準備会が JDF パラレルレポート特別委員会（以下、特別委員会）に改編された。特別委員会は今年度中に国連障害者権利委員会に提出するパラレルレポートを完成させる。DPI 日本会議（以下、DPI）は特別委員会の事務局団体の一つとしてこの作業に積極的に関わり、DPI が権利委員会から日本政府に出す総括所見を想定した提言案（通称：DPI レコメンデーション）の内容がきちんとレポートに反映される

よう取り組んでいく。2018 年度末にはレポートの英訳を終え、まずは事前質問事項に入れ込むべき課題を整理して事前質問事項作成用のレポートを権利委員会に提出するための作業を行う。また、JDF として作成に当たっては中央の団体だけではなく、3、4ヶ所程度で公聴会という形で地域の障害者の意見を聞き、議論する機会を設ける。

関連して 2018 年度末に開催される第 21 会期障害者権利委員会に傍聴団を派遣し、事前質問事項についてのワークショップや委員へのロビー活動に参加する。JDF のメンバーとしての参加となるが、JDF の条約関連の事務局団体として中心的に活動する。また、障害者権利委員会の委員である石川准 障害者政策委員会委員長や他国の障害者権利員や障害者団体などとの連携を深め、権利条約に関する活動を積極的に行う。